

# 使用料及び手数料の見直しに関する算定資料



平成28年7月  
笠間市

## 目 次

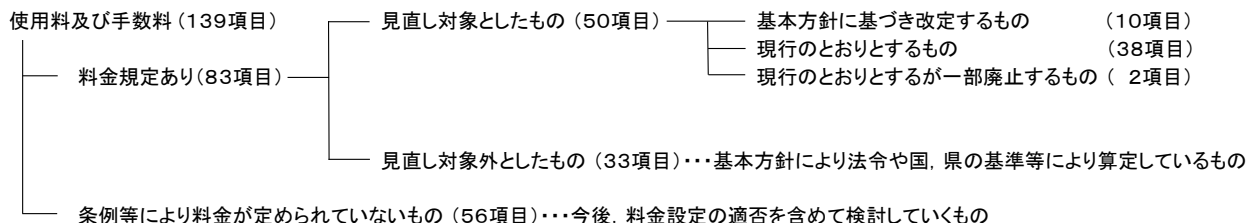
1. 公の施設使用料及び手数料について	1
2. 使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票	
(1) 笠間市民体育館(競技場)	5
笠間市民体育館(会議室)	6
(2) 笠間市柿橋グラウンド	7
(3) 笠間市柿橋テニスコート	7
(4) 笠間市笠間武道館	8
(5) 笠間市岩間海洋センター	9
(6) 笠間市総合公園(テニスコート, 野球場, スポーツ広場)	10
笠間市総合公園(管理棟)	11
(7) 笠間市立城跡公園	12
(8) 笠間市立山ろく公園	12
(9) 笠間市立つつじ公園(使用料)	12
(10) 笠間市立つつじ公園(入園料)	13
(11) 笠間市いこいの家「はなさか」	14
(12) あたご天狗の森スカイロッジ(ログハウス)	15
あたご天狗の森スカイロッジ(研修室)	16
(13) あたごフォレストハウス	17
(14) あたご天狗の森野外ステージ	18
(15) フレンドリーパーク野外ステージ	18
(16) 笠間クラインガルテン(宿泊施設付市民農園, 市民農園)	19
笠間クラインガルテン(農産物加工施設, 炭焼き施設)	20
笠間クラインガルテン(クラブハウス, 多目的交流施設)	21
(17) 笠間工芸の丘	22
(18) 笠間市生き生き菜園「はなさか」	23
(19) 笠間の家	24
(20) 笠間市営笠間駅北口自転車駐車場	25
(21) 笠間市営稲田駅前自転車駐車場	25
(22) 笠間市営友部駅北口自転車駐車場	25
(23) 稲田駅前駐車場	26
(24) 福原駅前駐車場	26
(25) 笠間駅北口駐車場	27
(26) 市営荒町駐車場	28
(27) 市営鷹匠町駐車場	29
(28) 友部駅北口広場駐車場	30
(29) 友部駅南口広場駐車場	30

(30) 岩間駅西口広場駐車場	.....	31
(31) 岩間駅東口広場駐車場	.....	31
(32) 笠間市立笠間公民館	.....	32
(33) 笠間市立友部公民館	.....	33
(34) 笠間市立岩間公民館	.....	34
(35) 笠間市児童館	.....	35
(36) 笠間市福祉センター「いわま」	.....	36
(37) 笠間芸術の森公園有料公園施設	.....	37
(38) 笠間芸術の森公園駐車場	.....	38
<b>3.使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票</b>		
(39) 戸籍の附表の写しに係る交付手数料	.....	39
(40) 住民基本台帳カードの交付手数料	.....	40
(41) 住民票の写しに係る手数料	.....	41
(42) 住民基本台帳閲覧手数料	.....	42
(43) 印鑑登録手数料	.....	43
(44) 印鑑登録証再交付手数料	.....	44
(45) 印鑑に関する証明に係る手数料	.....	45
(46) 一般廃棄物処理業許可申請手数料	.....	46
(47) 浄化槽清掃業許可申請手数料	.....	47
(48) 畜犬登録手数料	.....	48
(49) 畜犬注射済票交付手数料	.....	49
(50) 地籍調査の結果に関する図面等に係る手数料(一筆図, 集成図)	.....	50
地籍調査の結果に関する図面等に係る手数料(地籍測量図, 他)	.....	51
<b>4. 減免規定の見直しについて</b>	.....	<b>52</b>

## 公の施設使用料及び手数料について

今回の使用料及び手数料の見直しにあたっては、条例等により料金が定められているものを基本方針による見直しとしている。

そのうち、基本方針によって見直しの対象外としたものを除き、方針に基づく算定をしながら見直しの検討をした結果、それぞれ、「改定するもの」「現行のとおりとするもの」「一部廃止するもの」としている。なお、見直し対象外としたものについては、方針にある理由に沿って判断し、算定対象外としている。



### ○見直し対象としたもの

- 見直し結果 A・・・基本方針に基づき改定するもの  
 B・・・現行のとおりとするもの  
 C・・・現行のとおりとするが一部廃止するもの

※ 夜間照明のみ料金規定あり

使用料					
No.	公の施設の名称	指定管理施設	見直し結果	主な見直し内容／見直しをしない理由等	算定票ページ
1	笠間市民体育館	○	A	1室(区画)当たりの原価による算定	5, 6
2	笠間市柿橋グラウンド ※		B	今後、無料施設の施設使用料と合わせて検討する	7
3	笠間市柿橋テニスコート ※		B	今後、無料施設の施設使用料と合わせて検討する	7
4	笠間市笠間武道館	○	A	1室(区画)当たりの原価による算定	8
5	笠間市岩間海洋センター	○	A	1人当たりの原価による算定	9
6	笠間市総合公園	○	A	1室(区画)当たりの原価による算定	10, 11
7	笠間市立城跡公園 (使用料)		B	基本方針に基づく算出が困難なため	12
8	笠間市立山ろく公園 (使用料)		B	基本方針に基づく算出が困難なため	12
9	笠間市立つつじ公園	(使用料)	B	基本方針に基づく算出が困難なため	12
10		(入園料)	B	繁忙期の事務負担の増加を考慮	13
11	笠間市いこいの家「はなさか」	○	B	高齢者の利用、福祉の増進を考慮	14
12	あたご天狗の森スカイロッジ	○	B	指定管理者が利用料金で運営していることを考慮	15, 16
13	あたごフォレストハウス	○	B	基本方針に基づく算出が困難なため	17
14	あたご天狗の森野外ステージ	○	B	基本方針に基づく算出が困難なため	18
15	フレンドリーパーク野外ステージ	○	B	基本方針に基づく算出が困難なため	18
16	笠間クラインガルテン	○	B	指定管理者が利用料金で運営していることを考慮	19～21
17	笠間工芸の丘	○	B	今後、施設利用体系の見直しに合わせて検討する	22
18	笠間市生き活き菜園「はなさか」		B	近隣類似施設の料金を考慮	23
19	笠間の家	○	A	1室(区画)当たりの原価による算定	24
20	笠間市営笠間駅北口自転車駐車場	○	B	近隣の民間施設を考慮	25

使用料						
No.	公の施設の名称		指定管理施設	見直し結果	主な見直し内容／見直しをしない理由等	算定票ページ
21	笠間市営稲田駅前自転車駐車場		○	B	近隣の民間施設を考慮	25
22	笠間市営友部駅北口自転車駐車場			B	近隣の民間施設を考慮	25
23	稲田駅前駐車場		○	B	近隣の民間施設を考慮	26
24	福原駅前駐車場		○	B	近隣の民間施設を考慮	26
25	笠間駅北口駐車場		○	B	近隣の民間施設を考慮	27
26	市営荒町駐車場			B	近隣の民間施設を考慮	28
27	市営鷹匠町駐車場			B	近隣の民間施設を考慮	29
28	友部駅北口広場駐車場			B	施設の設置目的を考慮	30
29	友部駅南口広場駐車場			B	施設の設置目的を考慮	30
30	岩間駅西口広場駐車場			B	施設の設置目的を考慮	31
31	岩間駅東口広場駐車場			B	施設の設置目的を考慮	31
32	笠間市立笠間公民館			A	1室(区画)当たりの原価による算定	32
33	笠間市立友部公民館			A	1室(区画)当たりの原価による算定	33
34	笠間市立岩間公民館			A	1室(区画)当たりの原価による算定	34
35	笠間市児童館	(許可使用)	○	A	1室(区画)当たりの原価による算定	35
36	笠間市福祉センター「いわま」		○	B	平成29年度 施設廃止予定のため	36
37	笠間芸術の森公園有料公園施設使用料(茨城県設置)			B	施設改修計画により検討	37
38	笠間芸術の森公園駐車場(茨城県設置)			B	施設改修計画により検討	38
手数料						
No.	手数料等の名称			見直し結果	主な見直し内容／見直しをしない理由等	算定票ページ
39	戸籍の附表の写しに係る交付手数料			B	近隣市町村の料金を考慮	39
40	住民基本台帳カードの交付手数料			B	平成28年1月から個人番号カードに移行	40
41	住民票の写しに係る手数料			C	2枚以上600円を廃止	41
42	住民基本台帳閲覧手数料			C	10件以上の場合1冊1時間3,000円を廃止	42
43	印鑑登録手数料			A	これまで無料だが見直し算定額300円に改定	43
44	印鑑登録証再交付手数料			B	見直し算定額と同額のため	44
45	印鑑に関する証明に係る手数料			B	見直し算定額と同額のため	45
46	一般廃棄物処理業許可申請手数料			B	近隣市町村の料金を考慮	46
47	浄化槽清掃業許可申請手数料			B	近隣市町村の料金を考慮	47
48	畜犬登録手数料			B	近隣市町村の料金を考慮	48
49	畜犬注射済票交付手数料			B	近隣市町村の料金を考慮	49
50	地籍調査の結果に関する図面等に係る手数料			B	見直し算定額と同額のため	50

○見直し対象外としたもの（基本方針P2より）

- 対象外理由 ①…法令等により、金額又は算定方法が定められているもの  
 ②…国や県の基準、又はこれを基に料金を定めているもの  
 ③…政策的判断により、料金を定めているもの  
 ④…その他本方針に掲げる算定方法によることが、施設又はサービスの性質上そぐわないもの

使用料				
No.	公の施設の名称	指定管理施設	対象外理由	対象外とする理由等
1	笠間市営住宅(13団地)		①	公営住宅法施行令により算定
2	笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」	○	②	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準による算定
3	笠間市てらぎ保育所 (保育料)		④	笠間市保育の実施に関する条例施行規則保育料徴収金基準額による算定
4	笠間市くるす保育所 (保育料)		④	笠間市保育の実施に関する条例施行規則保育料徴収金基準額による算定
5	笠間市いなだ保育所 (保育料)		④	笠間市保育の実施に関する条例施行規則保育料徴収金基準額による算定
6	笠間市立病院 (個室使用料)		④	笠間市立病院手数料等条例による算定
7	笠間市ともべ保育所 (保育料)		④	笠間市保育の実施に関する条例施行規則保育料徴収金基準額による算定
No.	その他		対象外理由	対象外とする理由等
8	法定外公共物使用料		④	道路法及び河川法を基に笠間市法定外公共物管理条例による算定
9	河川使用料		④	茨城県河川流水占用料徴収条例の規定を基に笠間市準用河川の占用料に関する条例による算定
10	道路使用料		④	茨城県道路占用料徴収条例の規定を基に笠間市道路占用料徴収条例による算定
11	水道料金		④	笠間市水道事業給水条例別表による算定(給水原価等を基に算定)
12	工業用水道料金		④	笠間市工業用水道事業条例別表による算定
13	下水道使用料		④	笠間市公共下水道条例による算定
14	農業集落排水使用料		④	笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例による算定
15	行政財産目的外使用許可に基づく使用料		④	笠間市行政財産使用料条例による算定
16	庁舎使用料		④	笠間市行政財産使用料条例による算定
17	原動機付自転車仮標識使用料		④	笠間市原動機付自転車仮標識使用料条例による算定
18	幼稚園保育料	(保育料)	④	笠間市立幼稚園保育料等徴収条例による算定
19	幼稚園預かり保育料	(保育料)	④	笠間市立幼稚園保育料等徴収条例による算定
手数料				
No.	手数料等の名称		対象外理由	対象外とする理由等
20	戸籍に関する事務手数料		①	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
21	臨時運行許可申請手数料		①	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
22	火薬類取締法関係許可申請手数料		①	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
23	消防法関係手数料		①	地方公共団体の手数料の標準に関する政令
24	市立病院手数料(診断書作成料)		①	健康保険法(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)の規定による算定
25	優良宅地造成認定申請手数料		②	茨城県による基準
26	開発行為許可申請手数料		②	茨城県による基準

手 数 料			
No.	手数料等の名称	対象外理由	対象外とする理由等
27	開発登録簿の写し交付手数料	②	茨城県による基準
28	化製場設置許可申請手数料	②	茨城県による基準
29	屋外広告物許可申請手数料	②	茨城県による基準
30	一般廃棄物処理手数料	③	ごみの減量化を目的としているため
31	鳥獣飼養許可手数料	④	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を基に算定
32	督促手数料	④	笠間市税外諸収入の延滞金、督促手数料及び延滞金徴収条例による算定
33	税務関係諸証明手数料	④	国税通則法施行令を基に算定

○条例等により料金が定められていないが、今後、料金設定の適否を含めて検討していくもの

No.	公の施設の名称	No.	公の施設の名称	No.	公の施設の名称
1	笠間市鴻巣グラウンド	21	岩間駅東口北側自転車駐車場	41	笠間市福原公民館
2	笠間市北山グラウンド	22	稲荷駐車場	42	笠間市立笠間図書館
3	笠間市大原グラウンド	23	岩間駅西口広場	43	笠間市立友部図書館
4	笠間市北川根ふれあい広場	24	岩間駅東口広場	44	笠間市立岩間図書館
5	笠間市橋爪弓道場	25	友部駅北口広場	45	岩間体験学習館「分校」
6	笠間市岩間総合運動公園（指定管理施設）	26	友部駅南口広場	46	笠間市青少年センター
7	笠間市岩間運動広場	27	友部駅南北自由通路	47	笠間市立歴史民俗資料館
8	笠間市岩間武道館	28	あいろーど（岩間駅自由通路）	48	笠間市郷土資料館
9	笠間市岩間工業団地テニスコート	29	笠間市みなみ公民館	49	笠間市ふるさと資料館
10	石井街区公園（指定管理施設）	30	笠間市大橋公民館	50	笠間市友部保健センター
11	北山公園（指定管理施設）	31	笠間市池野辺公民館	51	笠間市笠間保健センター
12	笠間市立アジサイ公園	32	笠間市高田公民館	52	笠間市岩間保健センター
13	高田運動公園	33	笠間市箱田公民館	53	笠間市障害者福祉センターともべ（指定管理施設）
14	南山スポーツ公園	34	笠間市寺崎公民館	54	笠間市障害者福祉センターいわま（指定管理施設）
15	福原運動公園	35	笠間市本戸公民館	55	笠間学校給食センター
16	石の百年館	36	笠間市来栖公民館	56	岩間学校給食センター
17	宍戸駅自転車駐車場	37	笠間市南山内公民館		
18	福原駅前自転車駐車場	38	笠間市上加賀田公民館		
19	岩間駅西口自転車駐車場	39	笠間市稲田公民館		
20	岩間駅東口南側自転車駐車場	40	笠間市稲田公民館附属館		

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 スポーツ振興課

公の施設の名称	笠間市民体育館（競技場）
使用料を徴する根拠例規	笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例，同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 (3年間平均) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
473,281	9,023,385	20,892,580	30,389,246	1,757	4,329	-	3,995

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
入場料を徴収しないもの								
高校生以下	9時～12時	1,757	3	50	5,680	1,080	1,620	540
	12時～17時	1,757	5	50	9,470	2,160	3,240	1,080
	17時～22時	1,757	5	50	9,470	3,240	3,240	0
一般	9時～22時	1,757	13	50	24,630	6,480	8,100	1,620
	9時～12時	1,757	3	50	11,370	2,160	3,240	1,080
	12時～17時	1,757	5	50	18,950	3,240	4,860	1,620
営利・宣伝等の行事	17時～22時	1,757	5	50	18,950	4,320	4,860	540
	9時～22時	1,757	13	50	49,270	9,720	12,960	3,240
	9時～12時	1,757	3	100	22,740	12,340	18,510	6,170
入場料を徴収するもの	12時～17時	1,757	5	100	37,900	18,510	27,760	9,250
	17時～22時	1,757	5	100	37,900	24,680	27,760	3,080
	9時～22時	1,757	13	100	98,540	55,540	74,030	18,490
高校生以下	9時～12時	1,757	3	100	11,370	2,160	3,240	1,080
	12時～17時	1,757	5	100	18,950	3,240	4,860	1,620
	17時～22時	1,757	5	100	18,950	5,400	4,860	△ 540
一般	9時～22時	1,757	13	100	49,270	10,800	12,960	2,160
	9時～12時	1,757	3	100	22,740	4,320	6,480	2,160
	12時～17時	1,757	5	100	37,900	6,480	9,720	3,240
営利・宣伝等の行事	17時～22時	1,757	5	100	37,900	8,640	9,720	1,080
	9時～22時	1,757	13	100	98,540	19,440	25,920	6,480
	9時～12時	1,757	3	100	56,850	55,540	56,850	1,310
営利・宣伝等の行事	12時～17時	1,757	5	100	94,750	101,310	94,750	△ 6,560
	17時～22時	1,757	5	100	94,750	119,820	94,750	△ 25,070
	9時～22時	1,757	13	100	246,370	271,540	246,350	△ 25,190

○見直し算定内容について

- ・個人により必要性が異なるため必需性は低く、非市場性なため受益者負担を50%としたが、営利・宣伝等の行事及び入場料を徴収するものは受益者負担割合を100%とした。
- ・受益者負担50%の使用については市外使用者は受益者負担割合を100%とするため2倍とする。
- ・施設全体の維持管理費を利用状況により案分し競技場利用率(78.52%)で算出した。  
参考：市民体育館全体の維持管理運営費(人件費 602,752円 物件費 11,491,831円 減価償却費 26,607,972円)
- ・高校生以下については、一般の1/2として算出した。
- ・入場料を徴収するもので営利・宣伝等の行事については、県内類似施設を参考に一般の2.5倍して算出した。
- ・体育・スポーツ行事と体育・スポーツ行事以外の使用による料金区分を統一する。
- ・同じ項目、貸出時間で改定料金に差が生じる場合は同額とし、9時～22時の区分については各時間区分の合計額とした。

○見直し算定結果について

- ・現行料金より増額となるものが多いが、基本方針に基づき改定する。
- ・競技場の一部を使用する場合の使用料は、競技場面積のうち、競技種目の専用する面積の割合とする。

○減免規定の見直しについて

- ・体育施設(市民体育館、武道館、総合公園、海洋センタープール)について減免規定を統一する内容で改正をする。別紙減免規定見直し一覽参照。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 スポーツ振興課

公の施設の名称	笠間市民体育館（会議室）
使用料を徴する根拠例規	笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例，同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 (3年間平均) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1㎡あたり 時間原価 (円)
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)		
129,471	2,468,446	5,715,392	8,313,309	418	4,329	-	4,594	

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定料金	改定差額 (円)
							(現行の1.5倍を上限) (円)	
第1会議室	会議(半日)	50	4	50	490	1,080	490	△ 590
	会議(全日)	50	8	50	990	2,160	980	△ 1,180
	営利目的(半日)	50	4	100	990	2,570	980	△ 1,590
	営利目的(全日)	50	8	100	1,980	5,140	1,960	△ 3,180
第2会議室	会議(半日)	36	4	50	350	1,080	350	△ 730
	会議(全日)	36	8	50	710	2,160	700	△ 1,460
	営利目的(半日)	36	4	100	710	2,570	700	△ 1,870
	営利目的(全日)	36	8	100	1,420	5,140	1,400	△ 3,740
第3会議室	会議(半日)	43	4	50	420	1,080	420	△ 660
	会議(全日)	43	8	50	850	2,160	840	△ 1,320
	営利目的(半日)	43	4	100	850	2,570	840	△ 1,730
	営利目的(全日)	43	8	100	1,700	5,140	1,700	△ 3,440
第4会議室 A	会議(半日)	13	4	50	120	540	120	△ 420
	会議(全日)	13	8	50	250	1,080	240	△ 840
	営利目的(半日)	13	4	100	250	1,540	240	△ 1,300
	営利目的(全日)	13	8	100	510	2,570	480	△ 2,090
第4会議室 B	会議(半日)	20	4	50	190	1,080	190	△ 890
	会議(全日)	20	8	50	390	2,160	380	△ 1,780
	営利目的(半日)	20	4	100	390	2,570	380	△ 2,190
	営利目的(全日)	20	8	100	790	5,140	760	△ 4,380
第4会議室 A+B	会議(半日)	33	4	50	320	1,620	310	△ 1,310
	会議(全日)	33	8	50	650	3,240	620	△ 2,620
	営利目的(半日)	33	4	100	650	3,600	620	△ 2,980
	営利目的(全日)	33	8	100	1,300	7,200	1,240	△ 5,960
第5会議室 1号	会議(半日)	64	4	50	630	1,080	630	△ 450
	会議(全日)	64	8	50	1,270	2,160	1,260	△ 900
	営利目的(半日)	64	4	100	1,270	2,570	1,260	△ 1,310
	営利目的(全日)	64	8	100	2,540	5,140	2,520	△ 2,620
第5会議室 1, 2号	会議(半日)	128	4	50	1,270	2,160	1,260	△ 900
	会議(全日)	128	8	50	2,540	4,320	2,520	△ 1,800
	営利目的(半日)	128	4	100	2,540	5,140	2,520	△ 2,620
	営利目的(全日)	128	8	100	5,080	10,280	5,040	△ 5,240
第5会議室 1, 2, 3号	会議(半日)	192	4	50	1,900	3,240	1,890	△ 1,350
	会議(全日)	192	8	50	3,810	6,480	3,780	△ 2,700
	営利目的(半日)	192	4	100	3,810	7,200	3,780	△ 3,420
	営利目的(全日)	192	8	100	7,620	14,910	7,560	△ 7,350
第5会議室 1, 2, 3, 4号	会議(半日)	256	4	50	2,540	5,400	2,520	△ 2,880
	会議(全日)	256	8	50	5,080	10,800	5,040	△ 5,760
	営利目的(半日)	256	4	100	5,080	12,340	5,040	△ 7,300
	営利目的(全日)	256	8	100	10,160	24,680	10,080	△ 14,600

○見直し算定内容について

- ・個人により必要性が異なるため必需性は低く、非市場性なため受益者負担を50%としたが、営利・宣伝等の行事の場合については受益者負担割合を100%とした。
- ・受益者負担50%の使用について市外使用者は受益者負担割合を100%とするため2倍とする。
- ・施設全体の維持管理費を利用状況により案分し、会議室利用率(21.48%)で算出した。
- 参考:市民体育館全体の維持管理運営費(人件費 602,752円 物件費 11,491,831円 減価償却費 26,607,972円)
- ・同じ項目、貸出時間で改定料金に差が生じる場合は同額とし、全日は半日の2倍の額、会議室(全日)は営利目的(半日)とした。

○見直し算定結果について

- ・現行料金より減額となるが、基本方針に基づき改定する。

○減免規定の見直しについて

- ・体育施設(市民体育館、武道館、総合公園、海洋センタープール)について減免規定を統一する内容で改正をする。別紙減免規定見直し一覧参照。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 スポーツ振興課

公の施設の名称	笠間市柿橋グラウンド, 笠間市柿橋テニスコート
使用料を徴する根拠例規	笠間市友部社会体育施設の設置及び管理に関する条例

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1設備あたり 時間原価 (円)
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (区画)	年間貸出時間 (h)	年間利用者数 (人)		
5,413	748,883	-	754,296	-	675.0	-	1,117	

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
野球場	夜間照明施設(2時間)	-	2.0	100	-	10,590	現行のとおり	-
テニスコート(2面)	夜間照明施設(2時間)	-	2.0	100	2,410	2,540	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担割合については、個人によって必要性の異なる必需性の低さと市場性の高さより100%とした。
- ・テニスコート照明施設については設備使用料を原価とする算出に基づき算定した。
- ・野球場照明施設については東日本大震災以降、故障により使用実績がなく原価による算定ができない。

○見直し算定結果について

- ・今後、無料施設の施設使用料の見直しとあわせて検討していくため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 スポーツ振興課

公の施設の名称	笠間市笠間武道館
使用料を徴する根拠例規	笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 (3年間平均) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
421,537	1,474,708	-	1,896,245	463	4,329	-	0.946

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定料金 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
高校生以下	9時～12時	463	3	50	350	640	350	△ 290
	12時～17時	463	5	50	590	810	590	△ 220
	17時～22時	463	5	50	590	1,210	590	△ 620
	9時～22時	463	13	50	1,530	2,670	1,530	△ 1,140
一般	9時～12時	463	3	50	700	1,290	700	△ 590
	12時～17時	463	5	50	1,180	1,620	1,180	△ 440
	17時～22時	463	5	50	1,180	2,420	1,180	△ 1,240
	9時～22時	463	13	50	3,070	5,340	3,060	△ 2,280
超過料	1時間ごとに	463	1	50	350	540	350	△ 190

○見直し算定内容について

- ・個人により必要性が異なるため必需性は低く、非市場性なため受益者負担を50%とした。
- ・市外使用者は受益者負担割合を100%とするため使用料を2倍とする。
- ・基本方針のとおり1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。
- ・高校生以下は、一般の1/2として算出した。
- ・超過料については時間区分と差をつけるため1.5倍して算出した。
- ・同じ項目、貸出時間で改定料金に差が生じる場合は同額とし、9時～22時の区分については各時間区分の合計額とした。

○見直し算定結果について

- ・現行料金より減額となるが、基本方針に基づき改定する。

○減免規定の見直しについて

- ・体育施設(市民体育館、武道館、総合公園、海洋センタープール)について減免規定を統一する内容で改正をする。別紙減免規定見直し一覧参照。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 スポーツ振興課

公の施設の名称	笠間市岩間海洋センター
使用料を徴する根拠例規	笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価 (円)
				総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	
人件費	物件費	減価償却費	合計				
88,737	4,979,189	3,558,974	8,626,900	-	-	3,096	-

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
プール (9:00~12:00 /13:00~16:30)	小中学校児童生徒	-	-	100	1,500	100	150	50
	高校・大学生・一般	-	-	100	3,000	200	300	100
	未就学児童					無料	現行のとおり	0
	ロッカー使用料					100	現行のとおり	0
体育館						無料	現行のとおり	0
ミーティングルーム						無料	現行のとおり	0

○見直し算定内容について

- ・受益者負担割合については、個人によって必要性の異なる必需性の低さと市場性の高さより100%とした。
- ・1人あたりの原価により算出。施設の維持管理及び運営費がプール部分のみの区分が困難なため、施設総面積(2,323㎡)をプール施設面積(1,144㎡)で案分した維持管理及び運営費により算出した。  
参考:施設全体維持管理運営費(人件費 180,188円 物件費 10,110,713円 減価償却費 7,226,833円)
- ・小中学校児童生徒は一般の1/2として算定した。

○見直し算定結果について

- ・現行料金より増額となるが、基本方針に基づき改定する。
- ・ロッカー使用料については現行のとおりとする。また、未就学児童についても現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・体育施設(市民体育館、武道館、総合公園、海洋センタープール)について減免規定を統一する内容で改正をする。別紙減免規定見直し一覧参照。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 スポーツ振興課

公の施設の名称	笠間市総合公園（テニスコート、野球場、スポーツ広場）
使用料を徴する根拠例規	笠間市都市公園条例、笠間市総合公園管理運営規則

施設の維持管理・運営に係る経費 (3年間平均) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
695,511	36,198,804	16,626,247	53,520,562	95,904	2,487	-	0.224

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定料金 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
テニスコート	昼間1面1時間	857	1	50	100	300	現行のとおり	0
	夜間1面1時間	857	1	50	200	820	現行のとおり	0
野球場	6時～9時	16,000	3	50	5,810	4,320	5,810	1,490
	9時～12時	16,000	3	50	5,810	4,320	5,810	1,490
	12時～15時	16,000	3	50	5,810	4,320	5,810	1,490
	15時～18時	16,000	3	50	5,810	4,320	5,810	1,490
	1日	16,000	9	50	17,440	10,800	16,200	5,400
	入場料を徴する場合 1日	16,000	9	100	87,090	54,000	81,000	27,000
芝生スポーツ広場	6時～9時	19,764	3	50	7,170	2,460	3,690	1,230
	9時～12時	19,764	3	50	7,170	2,460	3,690	1,230
	12時～15時	19,764	3	50	7,170	2,460	3,690	1,230
	15時～18時	19,764	3	50	7,170	2,460	3,690	1,230
	1日	19,764	9	50	21,510	6,170	9,250	3,080
	入場料を徴する場合 1日	19,764	9	100	107,570	30,850	46,270	15,420
回数券	100円×30枚, 50円×10枚					3,200	現行のとおり	0

○見直し算定内容について

- ・個人により必要性が異なるため必需性は低く、非市場性なため受益者負担を50%とした。
- ・広域利用に関する協定市町村以外の使用者は、受益者負担割合を100%とするため使用料を2倍とする。
- ・入場料を徴収する場合には、受益者負担を100%とし、特別加算として2.5倍して積算した。
- ・施設全体の維持管理費を利用状況により案分し管理棟(会議室)以外利用率(94.0%)と会議室利用率(6.0%)で算出した。  
参考:総合公園全体の維持管理運営費(人件費 739,905円 物件費 38,509,366円 減価償却費 17,687,497円)
- ・テニスコートについて、夜間使用について特別加算として2倍して積算した。

○見直し算定結果について

- ・テニスコートの見直し算定額は100円、200円となるが、他県内施設との均衡を図るため現行料金とする。
- ・野球場及び芝生スポーツ公園は増額となるが、基本方針に基づき改定する。
- ・多目的広場及び用具の貸出については、原価による算出が困難なため現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・体育施設(市民体育館、武道館、総合公園、海洋センタープール)について減免規定を統一する内容で改正をする。別紙減免規定見直し一覽参照。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 スポーツ振興課

公の施設の名称	笠間市総合公園（管理棟）
使用料を徴する根拠例規	笠間市都市公園条例, 笠間市総合公園管理運営規則

施設の維持管理・運営に係る経費 (3年間平均) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
44,394	2,310,562	1,061,250	3,416,206	117	2,487	-	11,740

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定料金 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
会議室 A, B	9時～12時	58.5	3	50	1,110	2,160	1,110	△ 1,050
	13時～17時	58.5	4	50	1,480	2,880	1,480	△ 1,400
	18時～22時	58.5	4	50	1,480	2,880	1,480	△ 1,400
	1時間超過ごと	58.5	1	50	550	720	550	△ 170
	1日	58.5	13	50	4,820	9,360	4,820	△ 4,540
会議室 A+B	9時～12時	117.0	3	50	2,220	4,320	2,220	△ 2,100
	13時～17時	117.0	4	50	2,960	5,760	2,960	△ 2,800
	18時～22時	117.0	4	50	2,960	5,760	2,960	△ 2,800
	1時間超過ごと	117.0	1	50	1,110	1,440	1,110	△ 330
	1日	117.0	13	50	9,640	18,720	9,640	△ 9,080

○見直し算定内容について

- ・個人により必要性が異なるため必需性は低く、非市場性なため受益者負担を50%とした。
- ・市外使用者は、受益者負担割合を100%とするため使用料を2倍とする。
- ・施設全体の維持管理費を利用状況により案分し管理棟(会議室)以外利用率(94.0%)と会議室利用率(6.0%)で算出した。  
参考:総合公園全体の維持管理運営費(人件費 739,905円 物件費 38,509,366円 減価償却費 17,687,497円)
- ・超過料については時間区分と差をつけるため1.5倍して算出した。

○見直し算定結果について

- ・現行料金より減額となるが、基本方針に基づき改定する。

○減免規定の見直しについて

- ・体育施設(市民体育館, 武道館, 総合公園, 海洋センタープール)について減免規定を統一する内容で改正をする。別紙減免規定見直し一覧参照。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課

公の施設の名称	笠間市立城跡公園, 笠間市立山ろく公園, 笠間市立つつじ公園
使用料を徴する根拠例規	笠間市立公園の設置及び管理に関する条例

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
762,500	8,613,432	-	9,375,932	24,100	8,760	-	0.044

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定料金 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
笠間市立城跡公園	1日につき	20	24	100	22	3,180	現行のとおり	-
笠間市立山ろく公園	1日につき	20	24	100	22	3,180	現行のとおり	-

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
1,125,000	31,386,631	-	32,511,631	50,600	8,760	-	0.073

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定料金 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
笠間市立つつじ公園	1日につき	20	24	100	37	3,180	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担については、事業者による営利使用(許可行為)を目的としているため100%とした。
- ・貸出面積については貸出実績により屋台の事業者の使用区画面積20㎡を根拠としているが、撮影等の使用内容により異なる。
- ・城跡公園と山ろく公園については、管理運営経費を区分することが困難なため、合算して積算している。

○見直し算定結果について

- ・見直し算定額は22円、37円と低額となるが、貸出総面積及び貸出面積の算出が困難なため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・減免規定なし。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課

公の施設の名称	笠間市立つつじ公園
使用料を徴する根拠例規	笠間市立公園の設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	1室(区画)あたりの原価による算定			1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価			
	人員費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	1㎡あたり 時間原価 (円)
8,400,000	35,700,169	565,187	44,665,356	-	-	45,401	-	

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
つつじ公園入園料	1回につき	-	-	50	530	500	現行のとおり	-
	中学生以下					無料	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担については自然公園による市場性の低さを考慮し50%とした。
- ・基本方針の1人あたりの原価から算出した。

○見直し算定結果について

- ・つつじ祭り開催期間中の混雑の中、料金徴収員の事務負担となるため、100円未満を端数処理し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 社会福祉課

公の施設の名称	笠間市いこいの家「はなさか」
使用料を徴する根拠例規	笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1区画あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (区画)	年間貸出時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
1,025,000	58,983,980	-	60,008,980	249	3,500	73,386	68.857

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
使用料	子供(小学生)及び障害者	-	-	100	440	300	現行のとおり	-
	大人	-	-	100	880	510	現行のとおり	-
	未就学児	-	-	100	-	無料	現行のとおり	-
個室使用料	1室2時間以内	17.0	2.0	100	2,520	1,020	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担割合については、個人によって必要性の異なる必需性の低さと市場性の高さより100%とした。
- ・利用料については1人あたり原価による算出に基づき算定した。
- ・個室利用料については1区画あたり時間単価、貸出時間、受益者負担割合より算出した。
- ・子供(小学生)及び障害者の料金は大人の1/2として算定した。

○見直し算定結果について

- ・高齢者の利用が多く、福祉の増進を図ることを設置目的としていることを考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・減免規定なし。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課

公の施設の名称	あたご天狗の森スカイロッジ(ログハウス)
使用料を徴する根拠例規	あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例、同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1人あたり 原価 (円)
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	
1,925,000	25,885,804	6,987,514	34,798,318	-	-	8,468	4,109

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出人数 (人)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
ログハウス	1棟1泊 定員4人	4	-	100	17,750	17,280	現行のとおり	-
	1棟1泊 定員6人	6	-	100	26,620	25,920	現行のとおり	-
	1棟1泊 定員12人	12	-	100	53,250	43,200	現行のとおり	-
バーベキューセット	1セット					1,080	現行のとおり	-
バーベキュー燃料 (炭 4Kg)	着火剤持込					1,130	現行のとおり	-
	着火剤付き					1,330	現行のとおり	-
	ガスバーナー使用					1,540	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担については個人によって必要性が異なるため必需性は低く、市場性は高いことから100%とした。
- ・基本方針の1人あたりの原価から算出し、1人あたりの原価に定員人数を乗じて、1部屋あたり使用料を算定している。

○見直し算定結果について

- ・バーベキューセット及び炭の料金については、原価による算出が困難なため現行のとおりとする。
- ・算定の結果、指定管理者が利用料金により運営をしていることを考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署	商工観光課
------	-------

公の施設の名称	あたご天狗の森スカイロッジ(研修室)
使用料を徴する根拠例規	あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例、同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価 (円)
				総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	
人件費	物件費	減価償却費	合計				
375,000	5,078,077	4,631,466	10,084,543	286	2,555	-	13.801

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
研修室	4時間未満	35	4	100	2,080	1,620	現行のとおり	-
	4時間以上	35	7	100	3,650	3,240	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

・受益者負担については個人によって必要性が異なるため必需性は低く、市場性は高いことから100%とした。  
 ・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。

○見直し算定結果について

・算定の結果、指定管理者が利用料金により運営をしていることを考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課

公の施設の名称	あたごフォレストハウス
使用料を徴する根拠例規	あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
2,150,000	11,029,282	-	13,179,282	210,989	2,920	-	0.021

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金	改定料金 (現行の1.5倍を上限)	改定差額 (円)
						(円)	(円)	
使用料	30㎡以下 1カ月	30	243	50	82	510	現行のとおり	-
	31~50㎡以下 1カ月	50	243	50	137	1,020	現行のとおり	-
	51㎡以上 1カ月	57	243	50	157	1,540	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・個人により必要性が異なるため必需性は低く、非市場性なため受益者負担を50%とした。
- ・あたごフォレストハウスの1㎡あたり時間原価は、あたご天狗の森ステージ、あたご天狗の森公園と合わせて管理をしていることから、原価の区分が困難なため、各施設の維持管理運営費の合計を原価とし、各施設の総面積から算出している。

○見直し算定結果について

- ・見直し算定額は低額となるが、原価の算出が困難なため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課・管理課

公の施設の名称	あたご天狗の森野外ステージ, フレンドリーパーク野外ステージ
使用料を徴する根拠例規	笠間市野外ステージの設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)		(円)
2,300,000	11,029,282	-	13,329,282	210,989	4,380	-		0.014

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定料金 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
あたご天狗の森野外ステージ	午前9時～午後4時	2,187	7	50	115	2,050	現行のとおり	-
	午後4時～午後9時	2,187	5	50	82	4,110	現行のとおり	-

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)		(円)
225,000	747,017	-	972,017	4,800	4,380	-		0.046

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定料金 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
フレンドリーパーク野外ステージ	午前9時～午後4時	4,800	7	50	834	2,050	現行のとおり	-
	午後4時～午後9時	4,800	5	50	596	4,110	現行のとおり	-

○見直し算定内容について  
 ・公受益者負担については、非市場的で野外ステージという必需性の低さを考慮し50%とした。  
 ・あたご天狗の森ステージの1㎡あたり時間原価は、あたごフォレストハウス, 天狗の森公園と合わせて管理をしていることから、原価の区分が困難なため、各施設の維持管理運営費の合計を原価とし、各施設の総面積から算出している。

○見直し算定結果について  
 ・見直し算定額は低額となるが、原価の算出が困難なため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて  
 ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 農政課

公の施設の名称	笠間クラインガルテン(宿泊施設付市民農園, 市民農園)
使用料を徴する根拠例規	笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1㎡あたり 時間原価 (円)
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)		
1,518,750	8,240,527	13,146,003	22,905,280	15,000	8,760	-	0.174	

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
宿泊施設付市民農園	1区画(1年間)	300	8,760	100	493,850	411,420	現行のとおり	-

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1㎡あたり 時間原価 (円)
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)		
1,032,250	5,613,336	562,506	7,208,092	1,500	8,760	-	0.548	

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
市民農園	1区画(1年間)	30	8,760	100	155,530	10,280	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。

○見直し算定結果について

・算定の結果、指定管理者が利用料金により運営をしていることを考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 農政課

公の施設の名称	笠間クラインガルテン(農産物加工施設, 炭焼き施設)
使用料を徴する根拠例規	笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
150,625	825,425	525,278	1,501,328	43	2,920	-	11.957

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
農産物加工施設	1年間	43	2,920	100	1,621,420	185,140	現行のとおりに	-

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
59,250	330,192	326,880	716,322	54	2,920	-	4.542

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
炭焼き施設	1年間	54	2,920	100	773,470	123,420	現行のとおりに	-

○見直し算定内容について

・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。

○見直し算定結果について

・算定の結果、指定管理者が利用料金により運営をしていることを考慮し、現行のとおりにする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおりに。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 農政課

公の施設の名称	笠間クラインガルテン(クラブハウス, 多目的交流施設)
使用料を徴する根拠例規	笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)		(円)
118,500	661,289	2,738,074	3,517,863	143.7	2,310	-		10.597

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
クラブハウス (多目的ホール)	半日	75.4	4	100	3,450	2,050	現行のとおり	-
	全日	75.4	8	100	6,900	4,110	現行のとおり	-
クラブハウス (調理室)	半日	68.3	4	100	3,120	3,080	現行のとおり	-
	全日	68.3	8	100	6,250	6,170	現行のとおり	-

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)		(円)
150,625	512,354	-	662,979	29.0	2,310	-		9.896

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
多目的交流施設	半日	29.0	4	100	1,230	2,050	現行のとおり	-
	全日	29.0	19	100	5,880	4,110	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。

○見直し算定結果について

・算定の結果、指定管理者が利用料金により運営をしていることを考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課

公の施設の名称	笠間工芸の丘
使用料を徴する根拠例規	笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例、同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
537,500	130,860,931	28,835,190	160,233,621	2,941	2,177	-	25.026

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
カフェラウンジ	1ヶ月	104	182	100	511,580	102,850	現行のとおり	-
イベントギャラリー	1日(販売)	165	7	100	31,210	20,570	現行のとおり	-
	1日(販売以外)	165	7	50	15,600	10,280	現行のとおり	-
ミニシアター	映像使用	177	7	50	33,480	4,110	現行のとおり	-
	映像不使用	177	7	50	16,740	2,050	現行のとおり	-
情報交流室	1ヶ月	39	182	50	95,920	51,420	現行のとおり	-
ふれあい工房	一般工房(ろくろ利用)	296	7	50	28,000	2,050	現行のとおり	-
	一般工房(上記以外)	296	7	50	28,000	1,540	現行のとおり	-
	専用工房(1ヶ月)	105	182	50	258,250	30,850	現行のとおり	-
	匠の館(1日)	219	7	50	20,710	4,110	現行のとおり	-
創作研修館	1回	51	7	50	4,820	5,140	現行のとおり	-
レンタルスペース	1日(施設内)					30,850	現行のとおり	-
	1日(施設外)					10,280	現行のとおり	-
焼成棟	ガス窯(1回)					56,570	現行のとおり	-
	灯油窯(1回)					33,940	現行のとおり	-
	電気窯(1回)					36,000	現行のとおり	-
登り窯	1回					30,850	現行のとおり	-
センタープラザ内 企画展示室	施設入場料(1人)					510	現行のとおり	-
	施設入場料(団体)					410	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担については個人によって必要性が異なるため必需性、市場性ともに低いことから50%としているが、営利目的の利用については市場性は高いことから100%とした。
- ・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。
- ・ミニシアターの映像使用は映像不使用と差をつけるため2倍して算出した。

○見直し算定結果について

- ・レンタルスペース、焼成棟、登り窯、センタープラザ内企画展示室入場料については、原価による算出が困難なため現行のとおりとする。
- ・現在、カフェラウンジをはじめ、大部分の施設を、指定管理者が使用しているため、使用料金の体系を見直す予定であり、植栽管理に係る指定管理料は市から支出しているが、その他の運営を、売上で行っている施設のため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署	農政課
------	-----

公の施設の名称	笠間市生き活き菜園「はなさか」
使用料を徴する根拠例規	笠間市生き活き菜園の設置及び管理に関する条例

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1区画あたり 時間 原価 (円)
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (区画)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	
2,275,000	1,016,606	-	3,291,606	84	8,760	-	4.473

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (区画)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
使用料(年額)	1区画	1.0	8,760	100	42,310	10,280	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

・1㎡あたり時間単価、貸出面積(区画)、貸出時間、受益者負担割合より算出した。

○見直し算定結果について

・見直し算定額は42,310円となるが、近隣の貸農園使用料(3,000円～8,000円)を考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・減免規定なし。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課

公の施設の名称	笠間の家
使用料を徴する根拠例規	笠間の家の設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
5,025,000	3,198,098	937,363	9,160,461	95	2,092	-	46.092

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)	
ギャラリー	1日あたり	25.72	7.5	100	9,600	1,020	1,530	510	
創作工房使用料	1日あたり	45.15	7.5	100	16,850	1,020	1,530	510	
	1カ月あたり	45.15	112.5	100	252,840	15,420	23,130	7,710	
電気窯	低温焼成・1回あたり	24.22	10.0	100	12,050				
	設備物件費15,000円÷年間貸出時間120h								
	設備あたり時間原価=125円×10h×1.08(消費税相当)								
	設備あたり使用料=1,350円								
	合計額					13,400	10,280	13,400	3,120
	高温焼成・1回あたり	24.22	20.0	100	24,110				
	設備物件費30,000円÷年間貸出時間240h								
	設備あたり時間原価=125円×20h×1.08(消費税相当)								
	設備あたり使用料=2,700円								
	合計額					26,810	20,570	26,810	6,240

○見直し算定内容について  
 ・ギャラリー、及び創作工房の1日あたり使用料については、基本方針のとおり1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出している。  
 ・創作工房の1カ月あたりの貸出時間の算出において、作業の想定実日数の15日間とし、112.5時間(7.5h/日×15日)とした。  
 ・電気窯使用料については、創作工房使用を1室(区画)あたりの原価による算定で行い、設備使用料を原価に基づく算定により算出した。

○見直し算定結果について  
 ・現行料金より増額となるが、基本方針に基づき改定する。

○減免規定の見直しについて  
 ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

	所管部署	市民活動課
公の施設の名称	笠間市営笠間駅北口・稲田駅前・友部駅北口自転車駐車場	
使用料を徴する根拠例規	笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例, 同施行規則	

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価 (円)								
	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>人件費</th> <th>物件費</th> <th>減価償却費</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,475,000</td> <td style="text-align: center;">2,508,555</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">5,983,555</td> </tr> </table>	人件費	物件費	減価償却費	合計	3,475,000	2,508,555	-	5,983,555	708.7	8,724	-	0.967
人件費	物件費	減価償却費	合計									
3,475,000	2,508,555	-	5,983,555									

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
自転車	一時(1日1回)	1.4	24	100	35	100	現行のとおり	-
	定期(1月)	1.4	744	100	1,080	1,540	現行のとおり	-
原動機付自転車	一時(1日1回)	1.6	24	100	40	150	現行のとおり	-
	定期(1月)	1.6	744	100	1,240	2,050	現行のとおり	-

○見直し算定内容について  
 ・受益者負担割合については、個人によって必要性の異なる必需性の低さと市場性の高さより100%とした。  
 ・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。  
 ・各市営駐車場料金を統一するため、維持管理・運営に係る経費、総面積、貸出面積等について平均で算出した。

○見直し算定結果について  
 ・近隣の民間駐車場料金と競合する施設であり、民業圧迫を考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて  
 ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 市民活動課

公の施設の名称	稲田駅前・福原駅前駐車場
使用料を徴する根拠例規	笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価								
	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)								
<table border="1"> <tr> <th>人件費</th> <th>物件費</th> <th>減価償却費</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>3,475,000</td> <td>2,508,555</td> <td>-</td> <td>5,983,555</td> </tr> </table>	人件費	物件費	減価償却費	合計	3,475,000	2,508,555	-	5,983,555	708.7	8,724	-	0.967
人件費	物件費	減価償却費	合計									
3,475,000	2,508,555	-	5,983,555									

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
自動車	1回	13.2	24.0	100	330	210	現行のとおり	-
	回数券(210円×11枚)					2,100	現行のとおり	-
	定期駐車(1箇月)	13.2	744	100	10,250	4,320	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担割合については、個人によって必要性の異なる必需性の低さと市場性の高さより100%とした。
- ・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。
- ・他市営駐車場料金を統一するため、維持管理・運営に係る経費、総面積、貸出面積等について平均で算出した。

○見直し算定結果について

- ・近隣の民間駐車場料金と競合する施設であるため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・減免基準の見直しなし。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 市民活動課

公の施設の名称	笠間駅北口駐車場
使用料を徴する根拠例規	笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
3,475,000	2,508,555	-	5,983,555	708.7	8,724	-	0.967

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
自動車	30分以内	13.2	0.5	100	6	無料	現行のとおり	-
	30分超え1時間ごと	13.2	1	100	13	100	現行のとおり	-
	4時間超(1日1回)	13.2	24	100	330	510	現行のとおり	-
	回数券(100円×11枚)					1,000	現行のとおり	-
	定期駐車(1箇月)	13.2	744	100	10,250	4,620	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担割合については、個人によって必要性の異なる必需性の低さと市場性の高さより100%とした。
- ・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。
- ・他市営駐車場料金を統一するため、維持管理・運営に係る経費、総面積、貸出面積等について平均で算出した。

○見直し算定結果について

- ・近隣の民間駐車場料金と競合する施設のため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課

公の施設の名称	市営荒町駐車場
使用料を徴する根拠例規	笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1㎡あたり 時間原価 (円)
				総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	1㎡あたり 時間原価 (円)	
人件費	物件費	減価償却費	合計					
750,000	464,008	-	1,214,008	3,559	144	-	2.368	

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額	改定差額 (円)
							(現在の1.5倍を上限) (円)	
普通(軽)自動車	1日1回	13	24	100	790	500	現行のとおり	-
小型バス	1日1回	25	24	100	1,530	1,000	現行のとおり	-
大型バス	1日1回	38	24	100	2,330	1,500	現行のとおり	-

**○見直し算定内容について**

- ・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。
- ・算定にあたっては、料金徴収期間の年間6日間により算出した。

**○見直し算定結果について**

- ・近隣の民間駐車場料金と競合する施設であり、料金改定による利用率の低下を考慮し、現行のとおりとする。

**○減免規定の見直しについて**

- ・現行のとおり。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 商工観光課

公の施設の名称	市営鷹匠町駐車場
使用料を徴する根拠例規	笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	1室(区画)あたりの原価による算定			1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価 (円)		
	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)				
人件費	物件費	減価償却費	合計				
750,000	473,863	-	1,223,863	5,571	96	-	2.288

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
普通(軽)自動車	1日1回	13	24	100	770	500	現行のとおり	-
小型バス	1日1回	25	24	100	1,480	1,000	現行のとおり	-
大型バス	1日1回	38	24	100	2,250	1,500	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

・1㎡あたり時間単価、貸出面積、貸出時間、受益者負担割合より算出した。  
 ・算定にあたっては、料金徴収期間の年間4日間により算出した。

○見直し算定結果について

・近隣の民間駐車場料金と競合する施設であり、料金改定による利用率の低下を考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 管理課

公の施設の名称	友部駅北口広場, 南口広場駐車場
使用料を徴する根拠例規	笠間市営友部駅前及び岩間駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1区画あたり 時間原価 (円)
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (区画)	年間貸出時間 (h)	年間利用者数 (人)		
1,510,000	1,958,028	-	3,468,028	36	1,355	-		71.095

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (区画)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
駐車場使用料	30分以内	1.0	0.5	100	38	無料	現行のとおり	-
	30分を超え1時間まで	1.0	1	100	76	100	現行のとおり	-
	1時間を超え30分ごとに	1.0	0.5	100	38	200	現行のとおり	-
	4時間以上	1.0	24	100	1,840	1,500	現行のとおり	-
	24時間を超えるときは 24時間ごとに	1.0	24	100	1,840	1,500	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担については個人によって必要性が異なるため必需性は低く、市場性は高いことから100%とした。
- ・1区画あたり時間単価、貸出時間、受益者負担割合より算出した。
- ・算定にあたっては、利用者の大部分が、30分以内の無料利用となるため、年間有料利用台数の利用割合により算出した。

○見直し算定結果について

- ・駅ロータリーや近接道路における送迎等の混雑緩和を目的とした施設のため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

	所管部署	管理課
公の施設の名称	岩間駅西口広場, 東口広場駐車場	
使用料を徴する根拠例規	笠間市営友部駅前及び岩間駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例, 同施行規則	

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1区画あたり 時間原価 (円)
				総面積 (区画)	年間貸出時間 (h)	年間利用者数 (人)	
人件費	物件費	減価償却費	合計				
720,000	677,233	-	1,397,233	29	1,057	-	45.582

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金	改定額	改定差額
						(円)	(円) <small>(現行の1.5倍を上限)</small>	(円)
駐車場使用料	30分以内	1	0.5	100	24	無料	現行のとおり	-
	30分を超え1時間まで	1	1	100	49	100	現行のとおり	-
	1時間を超え30分ごとに	1	0.5	100	24	200	現行のとおり	-
	4時間以上	1	24	100	1,180	1,500	現行のとおり	-
	24時間を超えるときは 24時間ごとに	1	24	100	1,180	1,500	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

・受益者負担については個人によって必要性が異なるため必需性は低く、市場性は高いことから100%とした。  
 ・1区画あたり時間単価、貸出時間、受益者負担割合より算出した。  
 ・算定にあたっては、利用者の大部分が、30分以内の無料利用となるため、年間有料利用台数の利用割合により算出した。

○見直し算定結果について

・駅ロータリーや近接道路における送迎等の混雑緩和を目的とした施設のため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

		所管部署	笠間公民館
公の施設の名称	笠間市立笠間公民館		
使用料を徴する根拠例規	笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例, 同施行規則		

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
9,050,000	13,183,230	17,438,478	39,671,708	1,525	3,772	-	6.896

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
大ホール	9時～12時	1,036	3	100	23,140	13,880	20,820	6,940
	13時～17時	1,036	4	100	30,860	18,510	27,760	9,250
	18時～22時	1,036	4	100	30,860	22,210	27,760	5,550
	9時～17時	1,036	8	100	61,720	37,020	55,530	18,510
	13時～22時	1,036	9	100	69,440	45,360	68,040	22,680
	9時～22時	1,036	13	100	100,300	63,870	95,800	31,930
大ホール(舞台のみ)	9時～12時	518	3	100	11,570	7,090	10,630	3,540
	13時～17時	518	4	100	15,430	9,460	14,190	4,730
	18時～22時	518	4	100	15,430	11,350	14,190	2,840
	9時～17時	518	8	100	30,860	18,920	28,380	9,460
	13時～22時	518	9	100	34,720	23,180	34,720	11,540
	9時～22時	518	13	100	50,150	32,640	48,960	16,320
会議室 第1・2和室 視聴覚室 音楽室 (51㎡～100㎡)	9時～12時	3公民館 平均面積 67.5㎡ により 計算	3	100	1,500	1,540	1,500	△ 40
	13時～17時		4	100	2,010	2,050	2,010	△ 40
	18時～22時		4	100	2,010	2,460	2,010	△ 450
	9時～17時		8	100	4,020	4,110	4,020	△ 90
	13時～22時		9	100	4,520	5,040	4,520	△ 520
	9時～22時		13	100	6,530	7,090	6,530	△ 560
調理室	9時～12時	3公民館 平均面積 53.3㎡ により 計算	3	100	3,210	3,080	3,210	130
	13時～17時		4	100	4,280	4,110	4,280	170
	18時～22時		4	100	4,280	4,930	4,280	△ 650
	9時～17時		8	100	8,570	8,220	8,570	350
	13時～22時		9	100	9,640	10,080	9,640	△ 440
	9時～22時		13	100	13,930	14,190	13,930	△ 260
展示室 (101㎡～250㎡)	9時～12時	3公民館 平均面積 143㎡ により 計算	3	100	3,190	3,080	3,190	110
	13時～17時		4	100	4,260	4,110	4,260	150
	18時～22時		4	100	4,260	4,930	4,260	△ 670
	9時～17時		8	100	8,520	8,220	8,520	300
	13時～22時		9	100	9,580	10,080	9,580	△ 500
	9時～22時		13	100	13,840	14,190	13,840	△ 350

○見直し算定内容について

- ・市立公民館については、1室(区画)あたりの原価による算定とし、受益者負担については100%とした。
- ・笠間・友部・岩間の各館で料金の統一をはかるため、施設の維持管理・運営に係る経費について各館の平均額にて算出した。また、各館の会議室等の面積を、50㎡以下、51㎡～100㎡、101㎡～250㎡と3区分に分け各区分の平均面積を各室面積とした。  
参考:笠間公民館の維持管理運営費等(人件費8,825,000円 物件費21,788,853円減価償却費 25,834,000円 総面積 2,046㎡)
- ・調理室については、器具等の使用から特別室加算として2.7倍して算定した。
- ・同じ項目、貸出時間で改定額に差が生じる場合は同額とする。

○見直し算定結果について

- ・算定の結果、面積の大きな大ホールは現行料金の1.5倍に増額となるが、維持管理のコストや、年間利用状況から改定する。また、会議室等についても、大きく増減となるものもないため、基本方針に基づき改定する。
- ・器具については、原価による算出が困難なため現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行では、教育関係機関について市内・市外とも免除となっており、社会教育団体と社会福祉団体の市内に限り免除と合わせるため、市外の教育関係機関を減免措置から除く変更と、体育施設とあわせるため市、教育委員会が後援するものを減額する。
- ・別紙減免規定見直し一覧参照。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

		所管部署	友部公民館
公の施設の名称	笠間市立友部公民館		
使用料を徴する根拠例規	笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例, 同施行規則		

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
9,050,000	13,183,230	17,438,478	39,671,708	1,525	3,772	-	6.896

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
集会室・創作室 小会議室・討議室 講座室・視聴覚室 (51㎡~100㎡)	9時~12時	3公民館 平均面積 67.5㎡ により 計算	3	100	1,500	1,540	1,500	△ 40
	13時~17時		4	100	2,010	2,050	2,010	△ 40
	18時~22時		4	100	2,010	2,460	2,010	△ 450
	9時~17時		8	100	4,020	4,110	4,020	△ 90
	13時~22時		9	100	4,520	5,040	4,520	△ 520
	9時~22時		13	100	6,530	7,090	6,530	△ 560
多目的ルーム 大会議室 (101㎡~250㎡)	9時~12時	3公民館 平均面積 143㎡ により 計算	3	100	3,190	3,080	3,190	110
	13時~17時		4	100	4,260	4,110	4,260	150
	18時~22時		4	100	4,260	4,930	4,260	△ 670
	9時~17時		8	100	8,520	8,220	8,520	300
	13時~22時		9	100	9,580	10,080	9,580	△ 500
	9時~22時		13	100	13,840	14,190	13,840	△ 350
調理室	9時~12時	3公民館 平均面積 53.3㎡ により 計算	3	100	3,210	3,080	3,210	130
	13時~17時		4	100	4,280	4,110	4,280	170
	18時~22時		4	100	4,280	4,930	4,280	△ 650
	9時~17時		8	100	8,570	8,220	8,570	350
	13時~22時		9	100	9,640	10,080	9,640	△ 440
	9時~22時		13	100	13,930	14,190	13,930	△ 260
相談室 ミーティングルーム 第1・2和室 茶室 (50㎡以下)	9時~12時	3公民館 平均面積 33.9㎡ により 計算	3	100	750	770	750	△ 20
	13時~17時		4	100	1,000	1,020	1,000	△ 20
	18時~22時		4	100	1,000	1,230	1,000	△ 230
	9時~17時		8	100	2,010	2,050	2,010	△ 40
	13時~22時		9	100	2,270	2,520	2,270	△ 250
	9時~22時		13	100	3,280	3,540	3,280	△ 260
体育室	9時~12時	697	3	100	15,570	4,620	6,930	2,310
	13時~17時	697	4	100	20,760	6,170	9,250	3,080
	18時~22時	697	4	100	20,760	7,400	9,250	1,850
	9時~17時	697	8	100	41,520	12,340	18,510	6,170
	13時~22時	697	9	100	46,710	15,120	22,680	7,560
	9時~22時	697	13	100	67,480	21,290	31,930	10,640
大ホール	9時~12時	309	3	100	6,900	6,170	6,900	730
	13時~17時	309	4	100	9,200	8,220	9,200	980
	18時~22時	309	4	100	9,200	9,870	9,200	△ 670
	9時~17時	309	8	100	18,410	16,450	18,410	1,960
	13時~22時	309	9	100	20,710	20,160	20,710	550
	9時~22時	309	13	100	29,910	28,380	29,910	1,530

○見直し算定内容について

- ・市立公民館については、1室(区画)あたりの原価による算定とし、受益者負担については100%とした。
- ・笠間・友部・岩間の各館で料金の統一をはかるため、施設の維持管理・運営に係る経費について各館の平均額にて算出した。また、各館の会議室等の面積を、50㎡以下、51㎡~100㎡、101㎡~250㎡と3区分に分け各区分の平均面積を各室面積とした。  
参考: 友部公民館の維持管理運営費等(人件費8,400,000円 物件費12,502,463円 減価償却費16,531,124円 総面積1,862㎡)
- ・調理室については、器具等の使用から特別室加算として2.7倍して算定した。
- ・同じ項目、貸出時間で改定額に差が生じる場合は同額とする。

○見直し算定結果について

- ・器具については、原価による算出が困難なため現行のとおりとする。
- ・算定の結果、面積の大きな体育室は現行料金の1.5倍に増額となるが、維持管理のコストや、年間利用状況から改定する。また、会議室等についても、大きく増減となるものもないため、基本方針に基づき改定する。

○減免規定の見直しについて

- ・現行では、教育関係機関について市内・市外とも免除となっており、社会教育団体と社会福祉団体の市内に限り免除と合わせるため、市外の教育関係機関を減免措置から除く変更と、体育施設とあわせるため市、教育委員会が後援するものを減額する。
- ・別紙減免規定見直し一覧参照。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

所管部署 岩間公民館

公の施設の名称	笠間市立岩間公民館
使用料を徴する根拠例規	笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例, 同施行規則

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1㎡あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (㎡)	年間開館時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
9,050,000	13,183,230	17,438,478	39,671,708	1,525	3,772	-	6.896

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの  
 ※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
大会議室 (101㎡~250㎡)	9時~12時	3公民館 平均面積 143㎡ により 計算	3	100	3,190	4,620	3,190	△ 1,430
	13時~17時		4	100	4,260	6,170	4,260	△ 1,910
	18時~22時		4	100	4,260	7,400	4,260	△ 3,140
	9時~17時		8	100	8,520	12,340	8,520	△ 3,820
	13時~22時		9	100	9,580	15,120	9,580	△ 5,540
	9時~22時		13	100	13,840	21,290	13,840	△ 7,450
第1会議室 第3会議室 第1・2和室 小会議室 (50㎡以下)	9時~12時	3公民館 平均面積 33.9㎡ により 計算	3	100	750	770	750	△ 20
	13時~17時		4	100	1,000	1,020	1,000	△ 20
	18時~22時		4	100	1,000	1,230	1,000	△ 230
	9時~17時		8	100	2,010	2,050	2,010	△ 40
	13時~22時		9	100	2,270	2,520	2,270	△ 250
	9時~22時		13	100	3,280	3,540	3,280	△ 260
第2会議室 (51㎡~100㎡)	9時~12時	3公民館 平均面積 67.5㎡ により 計算	3	100	1,500	1,540	1,500	△ 40
	13時~17時		4	100	2,010	2,050	2,010	△ 40
	18時~22時		4	100	2,010	2,460	2,010	△ 450
	9時~17時		8	100	4,020	4,110	4,020	△ 90
	13時~22時		9	100	4,520	5,040	4,520	△ 520
	9時~22時		13	100	6,530	7,090	6,530	△ 560
視聴覚室 (101㎡~250㎡)	9時~12時	3公民館 平均面積 143㎡ により 計算	3	100	3,190	3,080	3,190	110
	13時~17時		4	100	4,260	4,110	4,260	150
	18時~22時		4	100	4,260	4,930	4,260	△ 670
	9時~17時		8	100	8,520	8,220	8,520	300
	13時~22時		9	100	9,580	10,080	9,580	△ 500
	9時~22時		13	100	13,840	14,190	13,840	△ 350
調理室	9時~12時	3公民館 平均面積 53.3㎡ により 計算	3	100	3,210	3,080	3,210	130
	13時~17時		4	100	4,280	4,110	4,280	170
	18時~22時		4	100	4,280	4,930	4,280	△ 650
	9時~17時		8	100	8,570	8,220	8,570	350
	13時~22時		9	100	9,640	10,080	9,640	△ 440
	9時~22時		13	100	13,930	14,190	13,930	△ 260

○見直し算定内容について

- ・市立公民館については、1室(区画)あたりの原価による算定とし、受益者負担については100%とした。
- ・笠間・友部・岩間の各館で料金の統一をはかるため、施設の維持管理・運営に係る経費について各館の平均額にて算出した。また、各館の会議室等の面積を、50㎡以下、51㎡~100㎡、101㎡~250㎡と3区分に分け各区分の平均面積を各室面積とした。  
参考:岩間公民館の維持管理運営費等(人件費9,925,000円 物件費5,258,373円 減価償却費9,950,310円 総面積667㎡)
- ・調理室については、器具等の使用から特別室加算として2.7倍して算定した。
- ・同じ項目、貸出時間で改定額に差が生じる場合は同額とする。

○見直し算定結果について

- ・器具については、原価による算出が困難なため現行のとおりとする。
- ・算定の結果、ほか公民館と違い面積の大きなホール等がなく、大きく増減となるものがないため、基本方針に基づき改定する。

○減免規定の見直しについて

- ・現行では、教育関係機関について市内・市外とも免除となっており、社会教育団体と社会福祉団体の市内に限り免除と合わせるため、市外の教育関係機関を減免措置から除く変更と、体育施設とあわせるため市、教育委員会が後援するものを減額する。
- ・別紙減免規定見直し一覧参照。





使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

		所管部署	管理課
公の施設の名称	笠間芸術の森公園（野外ステージ、イベント広場）		
使用料を徴する根拠例規	笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例		

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定		1区画あたり 時間原価 (円)
				総面積 (区画)	年間貸出時間 (h)	年間利用者数 (人)		
人件費	物件費	減価償却費	合計	59,000	3,086	-		0.252
5,565,000	40,472,462	-	46,037,462					

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額	改定差額 (円)
							(現行の1.5倍を上限) (円)	
野外ステージ(営利以外)	全部 8:30-17:00	30,000	8.5	50	34,700	9,660	現行のとおり	-
	全部 1時間ごと	30,000	1.0	50	4,080	1,330	現行のとおり	-
野外ステージ(営利)	全部 8:30-17:00	30,000	8.5	100	138,800	97,200	現行のとおり	-
	全部 1時間ごと	30,000	1.0	100	16,320	13,980	現行のとおり	-
イベント広場(営利以外)	全部 8:30-17:00	29,000	8.5	50	33,540	15,010	現行のとおり	-
	全部 1時間ごと	29,000	1.0	50	3,940	2,160	現行のとおり	-
	㎡あたり 8:30-17:00	1	8.5	50	1.15	1.02	現行のとおり	-
	㎡あたり 1時間ごと	1	1.0	50	0.13	0.12	現行のとおり	-
イベント広場(営利)	全部 8:30-17:00	29,000	8.5	100	134,170	150,170	現行のとおり	-
	全部 1時間ごと	29,000	1.0	100	15,780	21,600	現行のとおり	-
	㎡あたり 8:30-17:00	1	8.5	100	4.62	7.19	現行のとおり	-
	㎡あたり 1時間ごと	1	1.0	100	0.54	0.84	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・受益者負担について、個人によって必要性が異なるため必需性は低く、市場性は低いことから50%としているが、営利目的の利用については100%とした。
- ・1区画あたり時間単価、貸出時間、受益者負担割合より算出した。
- ・営利目的の利用は区分割増係数を一般の使用(1.0)に対し営利目的使用(2.0)として算定した。

○見直し算定結果について

・「あそびの杜」への新規遊具導入、施設の有料化を検討しており、それに合わせて料金体系全体を見直すため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく使用料算定票

		所管部署	管理課
公の施設の名称	笠間芸術の森公園（駐車場）		
使用料を徴する根拠例規	笠間芸術の森公園駐車場管理条例		

施設の維持管理・運営に係る経費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)				1室(区画)あたりの原価による算定		1人あたりの原価による算定	1区画あたり 時間原価
人件費	物件費	減価償却費	合計	総面積 (区画)	年間貸出時間 (h)	年間利用者数 (人)	(円)
655,000	14,123,091	-	14,778,091	12,885	304.0	-	3.772

※1室(区画)あたりの原価による算定額は、経費の合計÷施設総面積÷年間開館時間より基礎となる1㎡あたり時間単価を算出し、施設面積と貸出時間、受益者負担割合を乗じたもの

※1人あたりの原価による算定額は、経費の合計÷年間利用者数より基礎となる1人あたり原価を算出し、受益者負担割合を乗じたもの

※消費税相当分を除いて原価(本体価格)を計算しているため、見直し算定額は消費税8%相当分を加算している。

項目名	区分等	貸出面積 (㎡)	貸出時間 (h)	受益者 負担割合 (%)	見直し算定額 (消費税8%) (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
公園駐車場	普通(軽)自動車	12.5	8.5	100	430	300	現行のとおり	-
	乗合型自動車	25.0	8.5	100	860	510	現行のとおり	-
	大型乗合型自動車	38.5	8.5	100	1,330	1,020	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

・受益者負担割合については、個人によって必要性の異なる必需性の低さと市場性の高さより100%とした。  
 ・1区画あたり時間単価、貸出時間、受益者負担割合より算出した。

○見直し算定結果について

・「あそびの杜」への新規遊具導入、施設の有料化を検討しており、それに合わせて料金体系全体を見直すため、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署	市民課
------	-----

手数料を徴する事務の名称	戸籍の附票の写しに係る手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	4	250	971,446	1,170	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件あたりの処理時間(分)÷年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
戸籍の附票の写しに係る手数料	1件につき	1,080	300	現行のとおり	-

○見直し算定内容について  
 ・基本方針に基づき原価により算出した。

○見直し算定結果について  
 ・算定額は1,080円となるが、近隣市町村料金(近隣6市町村200円～350円)を考慮し、現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて  
 ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署	市民課
------	-----

手数料を徴する事務の名称	住民基本台帳カードの交付手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	20	1,250	2,881,002	247	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件あたりの処理時間(分)÷年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	12,910	500	廃止	△500

○見直し算定内容について

- ・基本方針に基づき原価により算出した。
- ・申請書記入、カード作成、パスワード設定等の業務により処理時間を20分とした。

○見直し算定結果について

- ・見直し算定額は12,910円となるが、マイナンバーカードが平成28年1月より交付が開始し、住基カード発行業務は廃止となる。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署 市民課

手数料を徴する事務の名称	住民票の写しに係る手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	4	250	10,004,186	32,996	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件あたりの処理時間(分)+年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1分あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
住民票の写しに係る手数料	1枚	550	300	現行のとおり	0
	2枚以上	550	600	廃止	△600

○見直し算定内容について

・基本方針に基づき原価により算出した。

○見直し算定結果について

・見直し算定額は550円となるが、近隣市町村の料金を考慮し、現行のとおりとする。  
 ・2枚以上の区分については、1枚と2枚以上の原価に差がないため、2枚以上の区分を廃止する。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署	市民課
------	-----

手数料を徴する事務の名称	住民基本台帳閲覧手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	4	250	5,793	18	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件あたりの処理時間(分)÷年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1分あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (円) <small>(現行の1.5倍を上限)</small>	改定差額 (円)
住民基本台帳閲覧手数料	1件	570	300	現行のとおり	0
	10件以上の場合、1冊1時間	—	3,000	廃止	△3,000

○見直し算定内容について

・基本方針に基づき原価により算出した。

○見直し算定結果について

・見直し算定額は570円となるが、近隣市町村の料金を考慮し、現行のとおりとする。  
 ・10件以上の場合1冊1時間3,000円の区分は、1件300円に統一し廃止する。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署 市民課

手数料を徴する事務の名称	印鑑登録手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	4	250	150,429	1,818	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件当たりの処理時間(分)+年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1分あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
印鑑登録手数料	1件	330	無料	300	300

○見直し算定内容について  
 ・基本方針に基づき原価により算出した。

○見直し算定結果について  
 ・これまで無料としていたが、受益者負担の公平性を考慮し、見直し算定額の330円を100円未満の端数処理した300円とする。

○減免規定の見直しについて  
 ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署	市民課
------	-----

手数料を徴する事務の名称	印鑑登録証再交付手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	4	250	300,352	1,052	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件あたりの処理時間(分)÷年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区 分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
印鑑登録証再交付手数料	紛失のとき 1件につき	530	500	現行のとおり	-

○見直し算定内容について  
 ・基本方針に基づき原価による算出した。

○見直し算定結果について  
 ・算定額は530円となり、料金取扱事務の煩雑性を考慮し、100円未満を端数処理し現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて  
 ・現行のとおり。



使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署 市民課

手数料を徴する事務の名称	印鑑に関する証明に係る手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	4	250	1,534,764	26,688	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件あたりの処理時間(分)÷年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区 分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
印鑑に関する証明に係る手数料	1件につき	300	300	現行のとおり	-

○見直し算定内容について  
 ・基本方針に基づき原価による算出した。

○見直し算定結果について  
 ・見直し算定額は現行額と同じ300円のため現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて  
 ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署 環境保全課

手数料を徴する事務の名称	一般廃棄物処理業許可申請手数料(許可申請・許可証再交付)
手数料を徴する根拠条例名	笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	50	3,125	-	35	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件当たりの処理時間(分)＋年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件につき	3,120	3,000	現行のとおりに	-

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	30	1,875	-	1	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件当たりの処理時間(分)＋年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
一般廃棄物処理業許可証再交付手数料	1件につき	1,870	2,000	現行のとおりに	-

○見直し算定内容について  
 ・基本方針に基づき原価により算出した。  
 ・1件あたり処理時間について申請書類審査、内容確認等の事務処理に時間を要するため、許可申請に50分、再交付に30分とした。  
 ・事務処理にかかる人件費が主な原価となるため、物件費については計上しない。

○見直し算定結果について  
 ・算定額は許可申請3,120円、再交付1,870円となるが、近隣市町村の料金を考慮し現行のとおりにする。

○減免規定の見直しについて  
 ・減免規定なし。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

	所管部署	環境保全課
手数料を徴する事務の名称	浄化槽処理業許可申請手数料(許可申請・許可証再交付)	
手数料を徴する根拠条例名	笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例	

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	50	3,125	-	1	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件当たりの処理時間(分)＋年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
浄化槽処理業許可申請手数料	1件につき	3,120	3,000	現行のとおりに	-

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	30	1,875	-	0	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件当たりの処理時間(分)＋年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
浄化槽処理業許可証再交付手数料	1件につき	1,870	2,000	現行のとおりに	-

○見直し算定内容について

- ・基本方針に基づき原価により算出した。
- ・1件あたり処理時間について申請書類審査、内容確認等の事務処理に時間を要するため、許可申請に50分、再交付に30分とした。
- ・事務処理にかかる人件費が主な原価となるため、物件費については計上しない。

○見直し算定結果について

- ・算定額は許可申請3,120円、再交付1,870円となるが、近隣市町村の料金を考慮し現行のとおりにする。

○減免規定の見直しについて

- ・減免規定なし。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署	環境保全課
------	-------

手数料を徴する事務の名称	犬の登録手数料, 犬の鑑札の再交付手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	15	937.5	275,800	332	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件当たりの処理時間(分)÷年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
犬の登録手数料	1頭につき	1,760	2,000	現行のとおり	-
犬の鑑札の再交付手数料	1頭につき	880	1,000	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・基本方針に基づき原価により算出した。
- ・1件あたり処理時間について申請書記入からシステム処理、納付書発行までの15分とした。
- ・再交付手数料については年間平均5件程度しかなく原価による算定が困難なため、登録手数料の1/2とした。

○見直し算定結果について

- ・算定額は1,760円となるが、現地での事務など、料金に端数があると事務が煩雑になるため、また、県内市町村の料金(県内33市町村が2,000円)を考慮し現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署 環境保全課

手数料を徴する事務の名称	畜犬注射済票交付手数料
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	5	312.5	319,167	4,143	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件あたりの処理時間(分)＋年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	380	400	現行のとおり	-
犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1頭につき	190	200	現行のとおり	-

- 見直し算定内容について
- ・基本方針に基づき原価による算出した。
  - ・1件あたり処理時間について納付書発行を考慮し5分とした。
  - ・再交付手数料については年間平均2件程度しかなく原価による算定が困難なため、注射済票交付手数料の1/2とした。
- 見直し算定結果について
- ・算定額は380円となるが、現地での事務など、料金に端数があると事務が煩雑になるため、また、県内市町村の料金(県内19市町村が400円、13市町村が400円以上)を考慮し現行のとおりとする。
- 減免規定の見直しについて
- ・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署	管理課
------	-----

手数料を徴する事務の名称	地籍調査の結果に関する図面等に係る手数料(一筆図, 集成図)
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	4	250	336,098	2,873	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件当たりの処理時間(分)÷年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。  
 ※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。  
 ※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (円) <small>(現行の1.5倍を上限)</small>	改定差額 (円)
一筆図, 平板図(集成図含む)	1枚につき(紙)	360	300	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

・基本方針に基づき原価により算出した。

○見直し算定結果について

・算定額は360円となり、基本方針の端数処理により、100円未満を端数処理し現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

・現行のとおり。

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づく手数料算定票

所管部署 管理課

手数料を徴する事務の名称	地籍調査の結果に関する図面等に係る手数料(地籍測量図, 筆界点座標値一覧表, 図根点座標値一覧表)
手数料を徴する根拠条例名	笠間市手数料条例

1分あたりの人件費単価 (円)	1件あたりの処理時間 (分)	1件あたりの人件費 (円)	原価に算入する物件費 3年間平均(H24, H25, H26) (円)	年間処理件数 3年間平均(H24, H25, H26) (件)	受益者 負担割合 (%)
62.5	7	437.5	208,902	1,788	100

※手数料の原価による算定額は、1分あたりの人件費単価(円)×1件あたりの処理時間(分)÷年間物件費÷年間処理件数より算出したもの。

※1件あたりの人件費単価は1人あたりの年間人件費(7,500,000円)÷2,000時間(1日7時間45分×5日×52週)÷60分により算出している。

※手数料については消費税法により非課税としている。

項目名	区分	見直し 算定額 (円)	現行料金 (円)	改定額 (現行の1.5倍を上限) (円)	改定差額 (円)
地籍測量図, 筆界点座標値一覧表, 図根点座標値一覧表(複写)	1筆(枚)につき	550	500	現行のとおり	-

○見直し算定内容について

- ・基本方針に基づき原価による算出した。
- ・1件あたりの処理時間について、座標番号の処理等の時間を考慮し7分とした。

○見直し算定結果について

- ・算定額は550円となり、100円未満を端数処理し現行のとおりとする。

○減免規定の見直しについて

- ・現行のとおり。



## 減免規定の見直しについて

各施設の減免規定について、所管課との確認の結果、以下の体育施設(4施設)、笠間市立公民館について減免規定の見直しを行うこととした。

### ○体育施設(市民体育館・笠間武道館・岩間海洋センター・総合公園)

料金徴収規定のある体育施設の現行の減免規定については、施設によりその内容が異なるため、使用する市民、団体によって料金に差があり、今回の料金見直しに合わせて、減免規定についても見直しを行うこととする。

内容については、次ページ「体育施設減免規定見直し案」のとおりとし、使用料及び手数料の見直しに関する基本方針の、受益者負担の原則に基づき、市民体育館と笠間武道館で免除していた「市内の個人・団体が営利宣伝等を目的としないで使用する時、又は入場料を徴収しないで使用する時」は削除する。

また、スポーツの振興を推進するため、総合公園、岩間海洋センターで半額としていた「笠間市体育協会加盟団体が主催して使用する時」を「笠間市体育協会加盟団体及び笠間市スポーツ少年団加盟団体が大会等で使用する時」に変え、使用料を免除することで統一する。

次に、市内の小中学校が、学校教育活動の一環で使用する時については免除、県立である市内高校が、学校教育活動の一環で使用する場合は減額とする。ただしクラブ活動(部活動を含む)は学校の施設の使用を原則とし、減免規定から除外する。

### ○笠間市立公民館(笠間公民館・友部公民館・岩間公民館)

笠間市立公民館の現行の減免規定は、免除できるものとして「笠間市立公民館定期利用団体」「市内の社会教育団体」「市内の社会福祉団体」「教育関係機関」「市が主催又は共催するもの」「その他市が認める市民団体及び特に教育長が認めたとき」となっており、教育関係機関は市内、市外とも使用料を免除している。

しかし、市内の使用を原則目的としていることと、近隣市町村の減免規定を比較し「市内の教育関係機関」に改正する。

次に、体育施設で減額規定のある「笠間市又は教育委員会が後援して使用する時」について、現行の公民館減免規定にはなく、教育施設として合わせるために減額規定を追加する。

また、同様に「市が主催又は共催するもの」を「笠間市又は教育委員会が主催又は共催する時」に変更する。

## 減免規定見直し一覧

### 体育施設減免規定見直し案

現行

要件	減免額	市民体育館	笠間武道館	総合公園	海洋センター
笠間市及び教育委員会が主催・共催して使用するとき	全額	○	○	○	○
笠間市及び教育委員会が後援して使用するとき	半額	○	○	○	○
市内の個人・団体が営利宣伝等を目的としない、又は入場料を徴収しないで使用するとき	全額	○	○		
他の公共団体が使用するとき	半額	○	○	○	○
市内の小中学校が学校教育の一環として使用ただしクラブ活動(部活動を含む)の使用を除く	全額			○	
市内の小中学校が学校教育の一環として使用するとき	全額				○
市内の高校が学校教育の一環として使用ただしクラブ活動(部活動を含む)の使用を除く	半額			○	
市内の高校が学校教育の一環として使用するとき	半額				○
笠間市体育協会加盟団体が主催して使用するとき	半額			○	○
その他教育委員会又は指定管理者が特に必要と認めるとき	その都度定める額	○	○	○	○

改正案

要件	減免額	市民体育館	笠間武道館	総合公園	海洋センター
笠間市又は教育委員会が主催・共催して使用するとき	全額	○	○	○	○
笠間市又は教育委員会が後援して使用するとき	半額	○	○	○	○
市内の個人・団体が営利宣伝等を目的としない、又は入場料を徴収しないで使用するとき	全額	○	○		
他の公共団体が使用するとき	半額	○	○	○	○
市内の小中学校が学校教育活動の一環として使用ただしクラブ活動(部活動を含む)の使用を除く	全額	○	○	○	○
市内の小中学校が学校教育の一環として使用するとき	全額				○
市内の高校が学校教育活動の一環として使用ただしクラブ活動(部活動を含む)の使用を除く	半額	○	○	○	○
市内の高校が学校教育の一環として使用するとき	半額				○
笠間市体育協会加盟団体及び笠間市スポーツ少年団加盟団体が大会等で使用するとき	全額	○	○	○	○
その他教育委員会又は指定管理者が特に必要と認めるとき	その都度定める額	○	○	○	○

○ …追加      = …削除

### 笠間市立公民館減免規定見直し案

現行

要件	減免額
笠間市立公民館定期利用団体	全額
市内の社会教育関係団体	全額
市内の社会福祉団体	全額
教育関係機関	全額
市が主催又は共催するもの	全額
その他市が認める市民団体及び特に教育長が必要と認めるとき	その都度定める額

改正案

要件	減免額	
笠間市立公民館定期利用団体	全額	
市内の社会教育関係団体	全額	
市内の社会福祉団体	全額	
市内の教育関係機関	全額	変更
笠間市又は教育委員会が主催・共催するもの	全額	変更
笠間市又は教育委員会が後援	半額	追加
その他市が認める市民団体及び特に教育長が必要と認めるとき	その都度定める額	